

令和7年7月

各 位

東京都産業労働局商工部
経営支援課経営安定支援担当

リーフレット「中小企業のための倒産防止のご案内」の送付について

目頃から、東京都の中小企業施策の推進に多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、東京都ではこの度、下請企業振興施策の一環として、中小企業の倒産防止に関する相談窓口や融資制度等の普及・啓発のためのリーフレットを作成いたしました。

ご多忙中大変恐縮ですが、関係団体への配布や貴機関の相談窓口への備え付け等によりご活用いただければ幸いです。

よろしくお願い申し上げます。

(連絡先)

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第1本庁舎20階

東京都産業労働局商工部経営支援課経営安定支援担当

TEL 03-5320-4783

令和 7 年度

中小企業のための 倒産防止のご案内

東京都産業労働局
ホームページはこちら



経営相談

事業再生特別相談窓口

「事業再生特別相談窓口」では、原材料価格の高騰や人手不足を背景にした人件費の上昇等により急激に経営状況が悪化するなど、深刻な影響を受けている都内中小企業の相談に専任のアドバイザーが対応するほか、ご相談内容に応じて中小企業診断士等の専門家を派遣するなど、事業計画策定を軸とした経営改善に向けた支援を実施します。

お問い合わせ (公財)東京都中小企業振興公社 総合支援課 ☎03(3251)7885

倒産防止（経営安定）特別相談

「経営安定特別相談室」（東京商工会議所及び東京都商工会連合会に設置）では、地域経済事情や中小企業施策等に精通している商工調定士を中心に弁護士等各分野の専門家が、売上減少、連続赤字、資金繰りの悪化など経営の変化により倒産の危機に直面した中小企業者の相談に応じ、倒産回避のための支援をしています。

お問い合わせ 東京商工会議所 経営安定特別相談室 ☎03(3283)7742
東京都商工会連合会 経営安定特別相談室 ☎042(540)0131

経営セーフティ共済

(「経営セーフティ共済」は、中小企業倒産防止共済制度の愛称です。)

経営セーフティ共済は、取引先企業の倒産の影響を受けて中小企業者が倒産する等の事態(連鎖倒産)の発生を防止するため、加入者があらかじめ積み立てた掛金の額に応じて無担保・無保証人で貸付けを受けられる制度です。この制度は、中小企業倒産防止共済法に基づき独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しています。

ア 掛金

- 5千円から20万円(5千円単位)までの範囲で自由に選択した額を毎月掛金として納付します。
- 掛金の積立限度額は800万円です。
- 掛金は、個人事業の場合は事業所得の必要経費、会社等の法人の場合は損金として算入することができます。

※ただし、令和6年10月1日以降に共済契約を解約し、再度共済契約を締結(再加入)する場合、その解約の日から2年を経過する日までの間に支出する掛金については、必要経費または損金の額に算入できません。

イ 共済金の貸付額

- 掛金総額の10倍に相当する額又は回収が困難となった売掛金債権等(※)の額とのいずれか少ない額となります。(ただし上限は、8,000万円です。)

(※)売掛金債権等とは、売掛金債権および前渡金返還請求権をいいます。

ウ 共済金の貸付条件

次の①～④の要件を満たすとき。

- ① 加入後6か月以上を経過し、かつ6か月分以上の掛金を納付している。
- ② 共済契約者の直接取引先事業者が倒産した。
- ③ 取引先事業者の倒産により売掛金債権等の回収が困難となった。
- ④ 取引先事業者倒産日から6か月以内に共済金の貸付請求をしている。

エ 一時貸付金制度

臨時に事業資金の調達が必要となる事態が発生したときに、共済契約を解約しなくても貸付けを受けられる制度です。

貸付条件

限度額	解約手当金(機構解約)の95%の範囲内	貸付期間	1年
利率	0.9%(令和7年6月30日現在)	担保・保証人	不要

お問い合わせ 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 共済相談室 ☎ 050(5541)7171

経営セーフティ共済についてはこちら <https://tkyosai.smrj.go.jp> ➔



融資制度

セーフティネット貸付(取引企業倒産対応資金)

取引企業など関連企業の倒産により経営に困難を来している中小企業・小規模事業者に対し、融資する制度です。

日本政策金融公庫		
	国民生活事業	中小企業事業
資金名	セーフティネット貸付(取引企業倒産対応資金)	
融資限度額	別枠 3,000万円	1億5千万円 (直接貸付+代理貸付)
融資期間	8年以内	
うち据置期間	3年以内	
利率	融資期間、担保の有無等に応じて所定の利率が適用されます。	
資金使途	運転資金	

お問い合わせ 日本政策金融公庫 国民生活事業、中小企業事業 ☎ 0120-154-505 (行こうよ! 公庫)

セーフティネット貸付(経営環境変化対応資金)

社会的、経済的環境の変化など外的要因により、一時的に業況悪化を来している中小企業・小規模事業者に対し、融資する制度です。

日本政策金融公庫		
	国民生活事業	中小企業事業
資金名	セーフティネット貸付(経営環境変化対応資金)	
融資限度額	4,800万円	7億2千万円 (直接貸付)
融資期間	設備資金 15年以内、運転資金 8年以内	
うち据置期間	3年以内	
利率	融資期間、担保の有無等に応じて所定の利率が適用されます。	
資金使途	設備資金、運転資金	

東京都制度融資

※令和7年6月現在の内容です。ご利用の際は最新の要件をご確認ください。

小口 フリーランス【小口零細企業保証制度】(略称: 小口)

小規模事業者向けの小口融資です。(国の全国統一保証制度)

*小規模企業者の範囲…従業員が製造業等は20人以下、卸売業・小売業・サービス業は5人以下

ご利用いただける方 (①～③のすべてを満たす方になります。)	①中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者であること。 ②「東京都中小企業制度融資要項」の融資対象の基本要件を満たすこと。 ③この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下であること。
融資限度額	2,000万円(原則無担保)
融資期間	運転資金 7年以内(据置期間 1年以内を含む。) 設備資金 10年以内(据置期間 1年以内を含む。)
融資利率	[固定金利] 2.05%以内～2.65%以内(貸付期間による) [変動金利] 短プラ+ 0.7%以内
信用保証料補助	小規模企業者に対して、信用保証料の2分の1

経営セーフ(略称: 経営セーフ)

セーフティネット保証が適用される中小企業者向けの融資です。

ご利用いただける方 (①～③のすべてを満たす方になります。)	①中小企業者又は組合であること。 ②「東京都中小企業制度融資要項」の融資対象の基本要件を満たすこと。 ③セーフティネット保証に係る区市町村長の認定を受けたこと。
融資限度額	2億8千万円(原則無担保8千万円以内)
融資期間	運転資金・設備資金 10年以内(据置期間 2年以内を含む。)
融資利率	[固定金利] 1.65%以内～2.35%以内(貸付期間による)
信用保証料補助	小規模企業者に対して、信用保証料の2分の1
その他	区市町村長の認定が必要

フェニックス金融支援パッケージ（略称：フェニックス）

経営サポート会議による検討等に基づき作成又は決定された事業再生計画に取り組む中小企業者向けの融資です。

ご利用 いただける方 (①～③のすべて を満たす方になり ます。)	①中小企業者又は組合であること。 ②「東京都中小企業制度融資要項」の融資対象の基本要件を満たすこと。 ③事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）に定める要件（経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された 事業再生計画に取り組む等）に該当すること。
融資限度額	2億8千万円（原則無担保8千万円以内）
融資期間	運転資金・設備資金 15年以内（据置期間3年以内を含む）
融資利率	〔固定金利〕 1.65%以内～2.55%以内（貸付期間による）
信用保証料補助	全事業者に対して、国補助後の事業者負担の3分の2相当分

エネルギー・ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資（略称：エネルギー・ウクライナ・円安等）

ウクライナ情勢、円安又はエネルギー関連等の要因により事業活動に影響を受けている中小企業者向けの融資制度です。

ご利用 いただける方 (①、②の両方及 び③又は④を満た す方になります。)	①中小企業者又は組合であること。 ②「東京都中小企業制度融資要項」の融資対象の基本要件を満たすこと。 ③次のア及びイを満たすもの ア 借換対象コロナ融資の融資残高がある。 イ 事業計画を策定し、資金繰りの安定化や経営改善に取り組むこと。 ④次のア及びイを満たすもの ア ウクライナ情勢、新型コロナウイルス感染症、円安又はエネルギー関連の要因等を発端として、事業活動に影響を受けていること。 イ 次の一から三のいずれかに該当するもの 一 「最近3か月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が直近同期と比較して、10%以上減少していること。 二 「最近1か月間の売上高総利益率」が直近同期と比較して、10%以上減少していること。 三 「最近1か月間の売上高営業利益率」が直近同期と比較して、10%以上減少していること。 ※なお、創業1年未満で比較できる前年実績の存在しない中小企業者等であっても、ウクライナ情勢、新型コロナウイルス感染症、円安又はエネルギー関連の要因等を発端として売上高が減少している場合であれば、本要件を充足しているとみなすことができます。
資金使途	運転資金・設備資金 借り換えの場合、借換対象はコロナ融資のみとなります。
融資限度額	2億8千万円（原則無担保8千万円以内）
融資期間	15年以内（据置期間5年以内） 一括返済は1年以内
融資利率	〔固定金利〕 1.65%以内～2.55%以内（貸付期間による）
信用保証料補助	全事業者に対して、融資残高に応じて以下のとおり （融資残高8,000万円以下）信用保証料の5分の4 （融資残高8,000万円超）信用保証料の3分の2（小規模企業者に対しては、信用保証料の4分の3）

東京都産業労働局金融部金融課

☎03(5320)4877

東京信用保証協会 各支店保証・経営サポート課

八重洲支店(千代田・中央・港・島しょ) ☎03(6264)1830

池袋支店(豊島・板橋・練馬) ☎03(3987)5445

五反田支店(品川・目黒) ☎03(5447)8250

錦糸町支店(墨田・江東・江戸川) ☎03(5608)2011

新宿支店(新宿・中野・杉並) ☎03(3344)2251

千住支店(荒川・足立・葛飾) ☎03(3888)7231

上野支店(文京・台東・北)

☎03(3847)3171

渋谷支店(世田谷・渋谷)

☎03(5468)0135

大田支店(大田)

☎03(5710)3610

立川支店(八王子支店担当地域以外の多摩地区)

☎042(525)6621

八王子支店(八王子・町田・日野・多摩・稲城)

☎042(646)2511

窓 口 案 内

経営相談

事業再生特別相談窓口

(公財)東京都中小企業振興公社 総合支援課	〒101-0025 千代田区神田佐久間町 1-9	☎ 03 (3251) 7885
--------------------------	-----------------------------	------------------

倒産防止（経営安定）特別相談

東京商工会議所 経営安定特別相談室	〒100-0005 千代田区丸の内 3-2-2 丸の内二重橋ビル	☎ 03 (3283) 7742
東京都商工会連合会 経営安定特別相談室	〒190-0013 立川市富士見町 1-18-15 アテナビル 202	☎ 042 (540) 0131

経営セーフティ共済

（「経営セーフティ共済」は、中小企業倒産防止共済制度の愛称です。）

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 共済相談室	お問い合わせは右記の電話にて お受けしております。	☎ 050 (5541) 7171
-------------------------------	------------------------------	-------------------

融資制度

東京都制度融資

東京都 産業労働局 金融部 金融課	〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 19 階北側	☎ 03 (5320) 4877
東京信用保証協会	信用保証ご利用に関するご相談や制度融資についてのご案内、ご相談は各支店保証課の窓口にてお受けしております。	

セーフティネット貸付

日本政策金融公庫 国民生活事業 中小企業事業	各種融資制度に関するお問い合わせは、右記の事業資金相談ダイヤルまたは最寄りの支店にご連絡ください。	(行こうよ！公庫) ☎ 0120-154-505
---------------------------	---	-----------------------------

2025 年 7 月発行 編集・発行 東京都産業労働局商工部経営支援課

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 ☎ 03(5320)4783 令和7年度 登録(57)号

局ホームページはこちら



※このリーフレットは令和7年6月現在の制度に基づいて作成しています。

